

令和2年度第3回公立大学法人長野県立大学評価委員会

日 時：令和2年9月2日（水）

午前10時06分～12時01分

場 所：長野県庁議会棟 403号会議室

1 開 会

○新井企画幹

ただいまより、令和2年度第3回公立大学法人長野県立大学評価委員会を開会いたします。

私は本日の進行を務めます事務局の高等教育振興課の新井と申します。よろしくお願いいたします。

本日の御出席者を報告いたします。本日は、ウェブ参加の伊藤委員、沼尾委員を含め、委員全員の皆さまに御出席いただいております。

なお、開会の挨拶は、申し訳ございませんが、省略させていただきます。

また、資料につきましては次第に記載のとおりでございます。裏面にもございますので、資料1から5の御確認をお願いします。会場の方には、県立大学のパンフレットをお配りさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以降の議事の進行を山沢委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2 協議事項

公立大学法人長野県立大学の令和元年度（2019年度）実務実績の評価について

○山沢委員長

皆さま、御出席いただきましてありがとうございます。

本日は、7月30日に開かれました第2回に続きまして第3回の評価委員会になります。

本日は、前回の議論を基に作成いたしました資料2の評価結果報告書、資料3の評価結果報告書【資料編】、これは今回「別冊」として改めました。それから資料4の「参考意見書」、まずこの三つを御確認ください。ただし、中身はこれからご審議いただきますので、体裁を見ていただけますでしょうか。資料2、資料3はちょっと厚めのもの、資料4の「参考意見書」と、まずは体裁ということで御確認ください。

評価委員会としてのコメントにつきましては、短期間での作業をお願いしましたが、委員の皆様にご意見を照会させていただきました。大変お忙しい中、ご執筆を賜りましてありがとうございます。前回は議論となりましたが、資料2、3、4の記載の違いについて、一覧表を作成しましたので御覧いただきたいと思います。

公立大学法人長野県立大学業務実績に関わる評価結果報告書等の扱いについてということで、三つ書いてございます。見ていただければおわかりになると思います。

一応読み上げます。評価結果報告書は、小項目評価結果（報告書「別冊」）に基づき、全体評価、大項目別評価をまとめたもの。2点目、小項目評価においてコメントを付したものは、本報告に「評価できる点」「課題となる点や今後の展開に期待する点」として記載してございます。法人には通知をし、知事に報告、そして議会に報告ということになります。

次に、評価結果報告書（別冊）ですが、これは小項目別の評価、法人と評価が異なる場合や、特筆すべき点、進捗が遅れている点についてはコメントを記載しております。

資料4の「参考意見書」は、評価結果報告書（「別冊」）のコメントには記載していないものの、法人運営に関し、今後参考となる事項をまとめたもの。法人に通知、知事にも報告するものでございます。

法人、知事、議会への対応について一応御説明しておきますと、法人には評価確定後に通知ということになります。知事には、9月定例会前に私、委員長から知事に報告予定でございまして、これは同日公表ということになります。議会对応としましては、9月の定例会開会日に議場配布予定でございまして、

これについて、何か御説明はございますか。「参考意見書」があるので、昨年とは違いますが、よろしゅうございますか。

今回の一番のポイントになりますが、資料5「法人からの意見申し出一覧および対応案」となっておりますが、これを御覧ください。

まずは、教育、人材の方向、これはこの後、各項目について資料5に沿ってお話を申し上げたいと思います。一番左に大項目の番号が書いてあります。次に評価結果、評価結果報告書のコメント（案）、法人から出されました意見が書いてございます。それに対応しまして、先日、私の案が書いてございます。この私の案を審議していただき、もっといいものにしていただきたいと思います。

大項目1ですが、評価はBです。19個の小項目中、18項目がaで、cが1項目あり、大項目評価がBということについて、意見の内容が、「大項目1『教育に関する事項（1）人材育成の方向』が『B』に評価されたことについて、19個の小項目中、18が「a」なのにもかかわらず、1個が『c』という理由で『B』評価とするのは、あまりに評価基準を機械的に適用し過ぎていないでしょうか。また、意欲的な目標の設定を行っていることや、入学時のTOEICスコアと比べ、平均点が大幅に向上したことは英語教育の取組の大きな成果です。これらのことを総合的に勘案し『A』評価が適切と考えます」と法人はお考えのようであります。

これについては、委員長（案）のところですが、ヒアリングのときに金田一学長から大変強いお言葉で、「目標を変更しない、引き続き達成に向けて努力する」と、県立大学の特長にしたいということがありましたので、そこを慮ってきちんと評価をさせていただいたと。1個でもcがあると駄目だというのは決まっていますので、決められたとおりの評価として、変更はしないということを書いてございます。

いかがでしょうか。

○生駒委員

委員長がおっしゃられるとおり、この未達の部分については、中期計画で約束された事項が未達に終わる可能性があるということを示唆したものであり、このままでいいと思います。

○山沢委員長

沼尾委員、伊藤委員、よろしゅうございますか。

○伊藤委員

ここでは大学側からは、1項目がcということで機械的にという記述ではありますが、全体を一つずつ丁寧に評価した結果の総合的にBということだと思いますので、単純な機械的な適用とは評価委員会では考えていないと思いますので、こちらの結果で私はよろしいと思います。

○山沢委員長

ありがとうございます。

では、大項目1については、ここに書いてある対応案のとおりにしたいと思います。

次は小項目No.18、cの評価です。評価コメントはそこに書いてありますように、英語集中プログラムについて、「また、学生の習熟度の差に応じた授業が行われているか、どのようにしたら努力が結果に結びつくのかを考察し、次年度以降の授業計画に役立てていただきたい」とコメントしています。

法人からの意見は、「習熟度の差に応じた授業については既に実施している」と答えておりますので、案としましては、コメント案にある「また」以下は、小項目5に移してこのとおりに書くということにしたいと思います。

資料3を見てください。3ページの小項目5です。一番右のコメントが2段落になっていますが、下の段落のほうで、「また、学生の習熟度の……」ということで、ここに移したということによろしゅうございますね。

では3番目、小項目21です。「昨年度と比較して志願者数、受験者数が減少している。また、高校での説明会や進学相談会への参加回数が減少している。志願者の減少につながるよう、県立大学として、県内高校に対する説明会を増やすなど、広報活動に積極的に取り組んでいただきたい」ということに対して、法人の意見は「高校での説明会や進学相談会への参加回数が減少している」とあるが、昨年度に比べて進学相談会への参加数は増えていると。18年度が29会場だったけれども、19年度は40会場と言っています。

コメントを若干修正して、「昨年度と比較して志願者数、受験者数が減少している。また、県内高校での説明会、模擬授業の回数が減少している」としたいと思います。

二つ理由があって、一つは、新しいキャンパスができたので、高校に来ていただくより自分たちが見に行きたいとおっしゃったと。あとは、高校もなかなか忙しくて、大学の先生に来られてもということもあったりして、これは金田一学長が高校側からそのように言われたとか言っておられましたが、それでは駄目なので、やはり県内高校というのは県立大学にとっては非常に重要なお客様の層ですから、県内高校にはきちんと、できたら全部

回ってもらいたいぐらいという意味を込めて、県内高校での説明会が減少しているのはいけないというイメージを出したいと思っています。

これについてはいかがでしょうか。

○生駒委員

ここでのコメントの記載の仕方ですが、「昨年度と比較して」という文章が分かりにくいと思います。これは、平成30年、31年、令和元年では増えているわけで、ここで言っているのは令和2年度の入学者に対する志願者数と受験者数が減少していることに対してなので、「令和2年度の志願者数及び受験者数が、昨年度と比較して減少している」と修正されたほうが良いと思います。

また、全体と県内からの志願者数、受験者数が共に減っているということを私は問題視しております。

新潟県立大学では基本方針が策定されておりますけれども、そこでは県内高校生の進学の実績を拡大するために県内大学が設立されたとしたとしています。大学進学率が全国最低水準で、8割以上の学生が県外の大学に行っていることを是正したいということで、この大学ができていますので、まず県内の志願者数と受験者数、合格者数を増やすという政策があるべきなんですね。にもかかわらず、県内高校での説明会と模擬授業の回数が減っているということを私は問題視しているので、そのことがわかるような記述にしたいと思いますという意見です。

○山沢委員長

少し長いコメントになってしまいますか。

○生駒委員

まず、この昨年度というのはいつのことか。読む人は、これは2019年度の評価報告書と見て読むわけです。ところが、2020年度の志願者数と受験者数が減っていると言っているわけです。

平成30年度と31年度の比較では増えていて、31年度に比べて減っているわけです。ですから、この評価全体が2019年度にわたることですが、ここで言っているのは令和2年度(2020年度)の入学者数のことを言っているのです。そういうことがわかるようにはっきり記載していただいたほうが良いのではないかと申し上げております。

もう一点は、県内高校生の進学の実績を拡大するという「新県立大学基本方針」、平成25年に制定されたものに照らし合わせると、その施策の方向性と、結果としては減っているということを問題視したいと思います。ですから、そのようなことがわかるような記述にされたほうがよろしいのではないかと御提案でございます。

○山沢委員長

では、文案は再度考えます。

基本的にはこれでよろしゅうございますか。

○伊藤委員

一つだけ確認ですが、生駒委員がおっしゃることはとても大事なことで、おっしゃるとおりだと感じました。ただ、私どもの責任として、2019年度の業務実績に関する評価を行うということになるかと思うので、2019年から2020年に関する部分の評価というのは、今後の年度で行うことなのかと思います。

なので、まず評価をするべき当該年度に当たる比較として減少している、及び参考として2019年から2020年も、実際には評価対象の年度ではないけれども、参考としてそこも減っていると、一応評価をしている年度はここだけでも、さらに参考としてはここも実は減っているところを評価委員会は重要視しているというように、そこは若干整理して書かれたほうがいいのではないかと思います。お書きいただくときに御検討ください。

○山沢委員長

今の伊藤委員の御意見もきちんと入るようにします。

○生駒委員

今の発言について、入学試験に至る過程の活動というのが何年度の事業に関わるものなのかというのは、必ずしも割り切れなくて、来年でやったら遅いんです。令和元年度の事業として令和2年度入学のことをやったのであって、それをこの年度で評価しても、私は間違いではないと思います。

○山沢委員長

それでは、次に参りたいと思います。資料5の2ページ、小項目25、単位互換のことです。「単位互換の実現に向けて、対象大学や対象科目について早急に検討されたい」というコメントですが、これに対して早急というのはどういう意味なのかということを書いてきています。

それについて、「単位互換の実現に向けて、対象大学や対象科目については、学生の立場での準備期間等を考えると、早めに周知していくことが望ましいので、中期計画に沿って確実に実施していただきたい」と書き直します。

実はこの中期計画では、2020年度中にと書いてございますので、それなら今の3年生が4年目に入ったときにどこかに移ろうかといったときに考えられるし、4年目に入ってきて、卒業だけは県立大学でいたいというときにも間に合うし、そういうことで、ちゃんと中期計画どおりやってくださいという文章になります。よろしゅうございますね。

次は、小項目31、事業改善アンケートです。「教職員間で共有していることは評価できるが、『アンケート結果をシラバスに反映するなど授業の改善につなげる』という取組が十分でない」と判断し、大学の自己点検評価より低い評価とした」といたしました。

これに対して、「各教員に担当授業のアンケート結果を提供し、結果に対する『教員の所見および改善に向けた今後の方針』にコメントを記入させ、改善につなげるよう促しました」と、だからaが適当だとおっしゃっています。

コメントの修正案としまして、「授業改善アンケートを行い、各教員に担当授業のアンケート結果を提供し、結果に対する『教員の所見および改善に向けた今後の方針』にコメ

ントを記入させ、改善につなげるよう促したことは評価できるが、全学的に『アンケート結果をシラバスに反映するなど授業の改善につなげる』という取組ができたかという点では不十分と判断し、大学の自己点検評価より低い評価とした」というようにしたいと思えます。これはよろしゅうございますね。

次は小項目 32 です。「発信力ゼミを教員相互の授業参観により、内容、方法の改善に役立っていることは評価するが、他の講義においても同様に、教員相互の授業参観を行い、FD 活動の実質化を試みていただきたい」としましたら、法人側は FD 活動の実質化という表現が納得できない、具体的に意味するところは何かと聞いてまいりました。

コメントの修正案は、「発信力ゼミを教員相互の授業参観により、内容、方法の改善に役立っていることは評価するが、他の講義においても同様に、教員相互の授業参観を行い、FD 活動の一助としていただきたい」と、こちら側としては少し引いた表現に修正いたしました。私どもが一番希望することは、他の授業でも教員相互で授業参観をして、お互いにいろいろと言いついてみたらということですから、そういう観点で、少し譲って「一助としていただきたい」としました。よろしゅうございますか。

○生駒委員

もっとはっきりと、行っていただきたいと。

○山沢委員長

FD 活動でもほかのことで役立っていると言いたいのでしょうから。これでよろしゅうございますね。

次は3ページ、小項目 37、CSI の地域連携活動についてです。「CSI の地域連携活動としては、十分に成果を挙げていることを評価するが、教育の観点からは、学生自らが専門性を活かした取組を企画するなど、地域連携・交流の更なる充実を期待したい。さらに、参加者の満足度を調査するなどして、連携・交流事業がどのような効果を上げたのか評価する必要があり、大学の自己点検評価より低い評価とした」と。要するに満足度調査をあまりしていないということを指摘したわけです。

大学の意見は、「中期計画上は【32 (2020) 年度以降毎年度】とされている取組を前倒しして実施したものであり、中期計画を上回る実績を上げた」と自分たちは判断していると。このことから、「s」評価が適当だろうと言っています。「なお、『参加者の満足度』は参加学生とのコミュニケーションの中で事後的に適宜把握に努めていますが、『学生自らが専門性を活かした取組を企画する』ことは今後の課題として認識しています」ということでございます。要するに、計画に書いていないことを前倒しして一生懸命やっているのだから、s でしょうと言っているわけです。

案としては、「評価は変更しない。(取組内容に着目して評価すると、「a」評価が適当と考えられるため)」と。要するに、フィードバックがないということで、評価としては、あくまでも a だと。中期計画に書いていないことをやっていることはよく分かるが、だから s というのはないだろうと。一生懸命頑張っておやりになっているのだから、こちらはきちんと評価を申し上げたいということで a 評価という観点です。よろしゅうございますね。

次は小項目 50、学長の裁量経費について、「研究戦略を明確にし、県立大学の特長的な内容を選定していく必要がある」というのがご納得いただけなかったようで、「『研究戦略を明確にし』とは具体的にどのような意味でしょうか。学長裁量経費について、既に准教授以下の若手教員の研究支援を主たる目的に実施しているところですよ」と。私はそれを知らなくて初めて聞いたんですが。

コメントの修正案としては、学長の裁量経費においては、「研究戦略（准教授以下の若手教員の研究支援・特別分野の研究支援）」というのを加えて、明確にし、県立大学の特長的な内容を選定していく必要があると考えると直して、法人が主張したこともわかりましたという意味のコメントにしました。よろしゅうございますね。

次は小項目 77、教員の業績評価について、「教員が教育、研究、社会貢献とすべてバランスよく業績を上げることは難しい面がある。例えば、教員が当該年度に重点的に行ったことを自己申告し、それを評価者が了解することで教員のモチベーション向上につながるということも期待できる。また、学生による授業評価結果を反映させることも考えられる。工夫に富む評価方法を考えて実施していただきたい」と言ったら、教員は抵抗感があります。

「業務実績の評価に関するのではなく、それを超えて、教員評価のあり方が展開されていると思われませんか」と言っています。評価をするのが適切かどうかという観点のようでもあります。これは学長もおっしゃっていましたが、「なお、教員については、本年度3学期以降に試行に入る予定です」ということです。これは、大学学長経験者として非常によく分かる反論です。

しかし、コメントは変更しないということで、「法人の評価同様『b』評価としたため、評価委員会として対応案の例示を記載したもの」と考えました。

○山浦委員

大学が言っている意味がよくわかりません。

○生駒委員

これは評価の視点にも関わる内容だと思います。業務実績の評価に関するのではなく、それを越えているという主張は、何を言っているのですかね。受け入れられません。

○山浦委員

教員評価のあり方が展開されているのがいけないと言うのですか、そんなことは余計なお世話だと言っているのですか。この辺はやはりきちんと大学と話し合っておいてもらわないと、禍根を残します。評価をしてはいけないみたいなことを言っているのではないかなと思うんですね。

○生駒委員

指摘はもっともな意見だと思います。

○山沢委員長

切り返していますから、これでいいのではないのでしょうか。学長も、3学期にちゃんとやると言っていますから期待をして、それを応援するように、それを出してこない教員がいたら、自分は今年は何をやりたいか、どういう計画を立てているのかというだけでも書いてもらったら、と言おうかなと思います。

伊藤委員、どうですか。沼尾委員はわかっていますか。

○沼尾委員

これは、むしろ非常に重要な指摘だと思っていて、ただ業績評価のようところで矮小化すると、本当の意味での教員の評価というところにつながっていかなくて、逆に教員のモチベーションを下げるだけだと思います。非常に重要な指摘だと思うので、是非残してください。

○山沢委員長

でも、県立大学はあまりそう思っていないみたいですので、そこが問題なんです。これは変更しないでこのまま行くということで、よろしゅうございますね。

次は4ページ、項目81、「教職員のコスト意識向上の取組においては、財務制度の研修だけでなく、どの程度事務処理の負担軽減や経費削減につながったのか、検証する必要があると考える」というコメントでございます。

法人は、「『検証する必要』とは年度計画の『経費の節減を目指す』を超えるコメントと考えますが、中・長期的課題と認識します」ということで、これはコメントではなくて、参考意見書にしっかり書かせていただきます。

○生駒委員

いずれも大学側の言い分にはエビデンスがないですね。今回「参考意見書」のほうに書かせていただきますが、エビデンスがなく、彼らの評価は結果だけで裏付けなく全てができています。山沢委員長がいらした信州大学は、全ての項目についてエビデンスの項目名が書いてあります。それがなぜ示されないのかと思います。だからこういうことになる。検証するのは当たり前の話です。

○山沢委員長

一番遅れているのは、財務レポートを2年目だから書いていないことですね。財務諸表はそのまま出しているけれども、法人が財務に関してこういうように考えるというのが財務レポートとして一つ出てくるようになると、課題、問題点が見えてくると思うのです。

財務レポートのことは書いてありませんので、早く出すようなことを、県の担当課としても早めに言っておいたほうがいいですね。これはよろしゅうございますね。

次は、小項目84、大学のブランディング戦略です。「選ばれる大学になるため、『大学ブランディング戦略』を策定し、大学の知名度やブランディング・イメージの上昇に寄与する広報活動を推進していただきたい。例えば、現在は『世界とつながるグローバルな視点での教育』『産学官連携、地域との連携』が成果を挙げ、ブランディング・イメージを

上昇させている」、これはそうでございます。

「しかし、ウィズコロナ・ポストコロナでは新たに課題を見つけ出し、それを自ら考え、解決していく力を学生に育成することが求められています。学生が大学の4年間でしか学べない『基礎学問領域の教育の充実』についても戦略を立て、『県立大学では考える力を持つ学生を育てている』とのイメージを作っていただきたい」ということでございます。

これは私も常々思っているわけですが、このとおりでございます。コメントというよりは、参考意見として欲しいと法人は言ってきています。駄目というのではないので、参考意見として扱うものではないでしょうかと言っていますので、では参考意見書に記載でもいいかなと思います。

実は、山浦委員もこのことを言い出されていて、84番の小項目とはちょっとというようなこともございますので、そういう意味では、参考意見書として、きちんとブランディング・イメージのところでも申し上げるということでもいいかとしているのがこの案でございます。

実は、私が申し上げるまでもなく、国立大学も、特に地方の国立大学は、ウィズコロナ、ポストコロナで、教育のレベルというのをきちんと出して、それを学生に伝えたい、そのような学生を育てたいというのを出していますので、地方の大学できちんとした優秀な学生を育てるというイメージは、今、非常に必要になっていると考えています。

山浦委員、いかがでしょうか。

○山浦委員。

いいです。

○山沢委員長

法人が言っているように、参考意見書に記載するという事でよろしゅうございますか。

○山浦委員

はい、いいです。

○山沢委員長

ほかの委員の方、よろしゅうございますか。

○沼尾委員

これを参考意見書に移してほしいというのは、どういう理由なのでしょう。

そう申しますのは、これは非常に重要な指摘なので、そのままコメントに入っているものではないかとも思えるのですが、やはりあくまでもこの評価に直結するものだけをコメントにして、それに関連するものは参考意見書に、という判断でしょうか。

特に反対をしているということではないので、もし全体として、これは参考意見書に、ということであれば構わないのですけれども、大変重要な指摘だと思うのですが。

○山沢委員長

84番は、中期計画ではブランディング・イメージの上昇に寄与する広報活動ということになっていて、2019年度の法人の計画では、ホームページを中心とし、教育、研究活動、地域貢献活動、法人運営等の情報を積極的に発信するという事になっておりましたので、多分大学側としては、ホームページを使って、特に地域貢献を中心とした法人運営の情報の積極的発信というところにこだわり過ぎたのではないかと考えております。ちょっと優し過ぎますか。

○生駒委員

切り分けをどうするかですが、法人は年度計画に対して評価をしているんですね。そこから外れるものは全てここから外せと言っているわけです。我々は中期計画に対して進捗状況を確認しているのであって、そういう観点からすれば、法人がそこを見ていないことは、指摘していい根拠だと思うんですね。

ただ、参考意見書に持っていったからといって重さが軽くなるという意味合いではなさそうなので、それでもいいのかなとは思いますが。

○山沢委員長

ありがとうございます。

○伊藤委員

先程私たちが評価する年度に該当する目標に対する評価をしていかなければいけない、それに対してコメントなり意見なりを出していくんだらうというのが一つあると思っています。

先程の入学者数とか、そういった数字として現れている問題については整理して説明していくことがあると思います。

ある意味、今回こちらのメッセージとして出されているこの内容は、私たちが直面している現状に対して非常に重要なメッセージかと思うので、私はこの部分はそのまま評価報告書に入れてもいいのではないかとはいいます。

参考意見というところちょっと弱まってしまうので、しかも今までにない新しいことが起きているというときに、次年度以降に考えればいい参考的な問題だと扱っていい内容かという、やはりこれは喫緊の重要な問題として大学側も考えてほしいという評価委員会のコメントとして、参考意見書へ持っていくのではなく、変化に対してこれぐらいの重要性を考えているということで、このまま残していいのではないかとはいいます。

○生駒委員

伊藤委員のおっしゃる意味合いでいくと、「別冊」に書くということで、評価結果報告書に記載しないということですね。だから、重要だと判断するならば、評価結果報告書に移して記載する方が重要性が高まるということになります。そちらのほうに移すというのであれば、それはそれで理解します。

この辺の切り分けは、委員間でこれを取捨選択してどこへ載せるかというのをまず議論すべきで、その議論がないままこれができているんですね。だから、ここで議論すること

は意味があるので、どうぞ発言なさって結構だと私は思います。

○山沢委員長

一番の話は、大学側がこのブランディング戦略で、今までと違う、今回も新しい県立大学の冊子ができていますが、これもコロナの前につくったものですね。本来なら、これからはこういう時代だからきちんとやっていきたいということが入っていることが望ましいわけですが、そういう意味で、大学側に考えていただきたいと。

もしかしたら、大学の運営者というのは違う考えでいるかもしれないわけです。我々はきちんと4年間、今チャンスなんだからしっかり勉強して考える人間になってと言っているけれども、もしかすると大学の教員たちは違う考えでいるかもしれないので、そこも含めて、きちんと大学で、これからの県立大学をどこへ持っていくかという近々の問題を考えていただければいいと、私は思っています。

大学も、評価結果報告書のコメントと参考意見を重い軽いで見たりはしないと思いますので、正直なところ、そこは信用してどちらに書いてもよろしいかと思っております。

○生駒委員

今、貴重な御意見があったのですが、このウィズコロナということは大学において初めての経験で、みんなオンライン授業に変わってしまった。これを続けていくとなると、大学の教育もこれから根本的に変わるわけです。だからこの視点というのは最重要課題なんですね。

そういう意味では、私は格上げしても十分応えられる、もう少しこの中身を膨らませて、今後の大学教育のあり方を根本的に考え直す、組立て直す必要があると、こういう観点からも、指摘するのはいいことだと思います。

喫緊に取り組まなければいけない。もう授業料を返してくれと言っている学生もいるわけです。大学に足を運べていない、最初から遠隔授業でこれが大学かと。その在り様が今変わろうとしているわけです。その視点は、大学の取組として重要だと思います。

○山沢委員長

すみません、屁理屈を述べるみたいで申し訳ないんですが、資料3の44ページの84、ここへ書くことになるんですね。参考意見書となりますと、資料4の3ページのブランディング戦略と書いてあるところをただ写しただけですが、どちらかというとは、ここならもう少しいろいろなことが書けますから、こちらの方がいいかなと思ったのですがどうですか。そうでもないですか。

○生駒委員

「別冊」は簡潔にまとめていて、言いたいことが伝わっていない気がするんですね。

今、山沢委員長が言った趣旨というか。

○山浦委員

評価結果報告書本体に格上げして、昨年みたいにその他のところに書くとか。

○生駒委員

その問題意識が、この表現では全然表れていないんですね。

○山沢委員長

資料2は二つありますね。下に「見え消し版」と書いてあるのがあります。その11ページに書いてあります。これを消さないでこのまま出せば。これは全部出ます。

○生駒委員

これがいいですね。

○山沢委員長

これでいいですね。

○山浦委員

見え消し版というのはどういうことですか。

○生駒委員

作成過程で消していたと。

○山沢委員長

これは案です。資料2の何もない正規版をつくる前に、私と事務方といろいろ打合せをしたときに、ここは要らないかもしれないとか、そういうことを考えたときの資料です。

伊藤委員、これが伊藤委員がおっしゃっていることですか。

○伊藤委員

見え消し版の11ページの今言った消されている部分、そのまま復活というか、残す形にして、その評価を御提出でいかがかなと思います。

○山沢委員長

委員としてはそれがいいですね。

○生駒委員

山沢委員長の発言では、意見は聞くけれども不問に付すと。評価委員会の独立的な意見と、その立場を貫けばどうでしょうか。

○山沢委員長

事務的には、今言いましたように見え消し版のここを生かして復活させようとするすと、資料3のコメントにも入ります。それでよろしゅうございますか。

ともかく、この問題は大変なんですね。今いろいろ議論をいただきましたけれども、大学側にしっかり考えていただきたいと。評価委員会としても、ウィズコロナ、ポストコロナの県立大学の教育ということに対して、非常に大きな期待と希望を持っているということを確認するためにコメントとして書いて、さらに見え消し版の中の評価結果報告書の10の「自己点検・評価及び情報の提供に関する事項」の中で、「▼問題となる点や今後の展開に期待する点」に明記したいということによろしくございますか。

○山浦委員

議会が見るだけでしょ。

○内山課長補佐

全て公表されます。

○生駒委員

むしろ大学とすれば、自分たちも考えていることを先走って言ってくれるなという思いでしょうか。

○山沢委員長

いいや、違うと思います。それならうれしいですが。

○山浦委員

これは、ただこれからの方向感のコメントをしているので、良いとか悪いとか言っているわけではないので。

○山沢委員長

それでは、反対はございませんので、今申し上げましたようにコメントとして書いて、さらに評価結果報告書の10の項目、「自己点検・評価及び情報の提供に関する事項」の今後の展開に期待する点というところに明記させていただくことにします。

では、4ページの小項目88、「PC-CALL教室を利用する学生や教員のアンケートを行うなどにより、メディアプラザの機能充実に努めていただきたい」と書きました。それに対して「PC-CALL教室については、開学前に教員の意向を踏まえて仕様を決めています」ということで、今更機能の充実とは何だということだと思います。

ということで、修正案は「PC-CALL教室を利用する学生や教員のアンケートを行うなどにより、メディアプラザの利用者の満足度を高めていただきたい」としました。

こういう施設はこれから物凄く大切になります。リモート授業になりましたので、ディスカッションもリモートでやります。グループ教育になるわけです。5～6人が集まって、教員とはインターネットでつながっていますが、学生同士で話す場所をどこにするといったときに、家に集まるのもあるけれども、大学に行こうと言って、その場合教室を開放するというのももちろんありますが、こういうメディアプラザに集まることになるんですね。本当はこれからすごく大切です。そういう面も含めて機能充実と、私はあえて書いたので

すが、ご納得いただけないということで、満足度としました。よろしゅうございますか。

○沼尾委員

これは、機能充実と満足度と両方を残すわけにはいかないですか。開学前に仕様を決めているのでそれでいいというのはいかがなものかと思います。

○伊藤委員

私も沼尾委員がおっしゃるとおりだと思います。機能充実と満足度、両方これから見据えなければいけないことなので、今更以前につくった仕様でというのはいらないですね。

○山沢委員長

では、「メディアプラザの機能充実及び利用者の満足度を高めていただきたい」ということでいかがでしょうか。

○沼尾委員

あるいは、一応向こうの意向に多少配慮するとすれば、「メディアプラザの機能充実などを通じて利用者の満足度を高めていただきたい」というのはどうでしょうか。

○山沢委員長

今の文章いいですね。それにさせていただきます。「メディアプラザの機能充実などを通じて利用者の満足度を高めていただきたい」と、改めます。

次は5ページ、TOEIC のことです。「一方、2年次終了時までには全学生が TOEIC600 点以上、平均点 700 点以上を目指すための英語教育の取組については、精力的に実施されているものの、目標が達成できていないこと、GPA（成績評価値）を用いた成績評価を積極的に授業内容・方法の改善につなげられていないこと、科学研究費の毎年度申請率 80% 以上（継続者を除く）を目指すという目標が達成されていないことなど、いくつかの課題も見受けられ、年度計画を達成できなかった項目については、要因を検証の上、抜本的な対策を検討するなど早急な改善が望まれる」としました。

それに対して「全体評価のコメントにおいて、『抜本的な対策を検討する』とはどういう意味でしょうか。これまでの取組の成果が乏しいと判断されたということでしょうか。英語の TOEIC スコアや科研費申請率については目標を達成できなかったものの、開学2年目までの実績をもって『抜本的な対策を検討する』とは時期尚早ではないでしょうか」と言っています。

ですから、「抜本的」を「必要な」としたらどうかということです。「年度計画を達成できなかった項目については、要因を検証の上、必要な対策を検討するなど早急な改善が望まれる」と。抜本的だと思うのですが、どうでしょうか。

○生駒委員

彼らの取組を否定するわけじゃない、評価するけれども、結果として達成できていない。要は、それに対して対策があつてしかるべきなのに、その対策が時期尚早とはなんだと。

○山浦委員

長期計画を達成しそうもないから、今、抜本的にやれと言っているんですね。これはものによっても違うけれども、少なくとも英語については達成できないのだから、やはり抜本的なものを、小クラスでやる以外に徹底的にと。私は、象山寮内は全部英語でと言ったのだけでも、それは別にしても、そういうような抜本的なことをやらないと、これは絶対達成できません。

○生駒委員

入学者の質の問題があるので難しいですね。

○山浦委員

それはそうだけれども、それも含めて、達成するならいい学生を取るようにすればいい。英語の試験をもう少し厳しくやって取るとか、いろいろなことがあるわけで、山ほど対策があるわけです。それはやはり教員間で話し合ってもらって、抜本的な対策を取らなければ、これは多分、中期計画は達成できない。そういう危機意識が教員の中にあるかどうかということではないでしょうか。基本的にはそう思います。

○山沢委員長

ごもっともですが。

○山浦委員

グローバルを名乗っている以上、英語はきちんと達成してもらわないと、グローバルの名が廃ると思います。

○山沢委員長

科研費の申請も、ものすごく大変です。こういうのは、本当に手を替え品を替えいろいろやらせないで、絶対教員はやってくれないですね。学生はやってくれるけれども。抜本的な改善が要りますね。

○伊藤委員

「抜本的」という表現のままでよろしいのではないかと私は思います。逆に開学2年目だからこそ整え過ぎず、変更していく、柔軟に対応を基本的なところから考え直していくという意味や、そのくらいの危機感がある状況なんだということをお伝えする意味では、「抜本的」のままでよろしいのではないかと私は思います。

○生駒委員

一般の会社で目標が達成できなかったらクビですね。そういう覚悟はあるのでしょうか。「達成できませんでした」で終わってしまう気がします。

○山沢委員長

では、こういうのはどうですか。変えない、このままで行く、その理由は、開学2年目だからこそ、抜本的な改善、対策を早急に打たなければいけないのではないかと。これが中期計画年度が詰まってきてしまったら、抜本的なこともできないのではないかと、今こそできるのではないかとということで、ここは変えない、それでよろしゅうございますか。開学2年目だからこそと。

もう3年すると、大学は外部認証評価を受けるわけです。これは物凄く厳しく、もう結果しか見ないですから、早く対策を打っておかないとまずいのではないかと感じています。もう3年が終わるでしょう。卒業で、学生の就職をどうしようとやっている間に、今度は外部認証評価の対応になってきます。5年目で駄目だと駄目ですから。経験していませんから、甘いんですね。

では、計画期間の前期だからこそきちんと対応してほしいということにいたします。

その他です。法人運営全般に対する参考意見、本体の12ページというのは、資料2の12ページですね。「法人運営全般に対する参考意見」で、「評価結果報告書(別冊)のコメントには記載していないものの、法人運営に関し、今後、検討・対応が必要と思われるものを『参考意見書』としてまとめたので、法人運営の参考にされたい」という文章でございます。

それに対して、「本体12ページ『その他法人運営全般に対する参考意見書』は、地方独立行政法人法に基づかない事項であるため削除を求めます」と。委員長案は、記載内容を修正して、「評価結果報告書(別冊)のコメントには記載していないものの、法人運営に関し、今後、参考となる事項について『参考意見書』としてまとめた」としたいと。

○生駒委員

私は資料1の評価に関する実施要領見直し案、ここに書かれている参考意見書の位置づけ、これをそのまま書けばよろしいと思います。

そこでは、「法人の業務運営の改善や教育研究の質の向上に活かすため、評価委員会が必要と認めた場合」ということで、それをとりまとめたものであると。こうされたらいいのではないのでしょうか。

○山沢委員長

よく分からないのは、地方独立行政法人法に基づかないのですか。

○生駒委員

これは各法人、他の大学でもこういう工夫をしてやりますね。だから意見を述べることができるようになっているのですからいいと思います。

○山沢委員長

「今後、検討・対応が必要と思われる」と我々が判断しているんですね。そこがいけな

いと。

○内山課長補佐

明確には書いていないですが、業務実績報告書を評価するというのがありますが、参考意見のような法令上の文書ではないです。それは今、セットで皆さんが考えていただいているもので。

○生駒委員

「業務実績報告書に基づいて評価する」と書いてあるから、外れてはいないです。

○山沢委員長

どこが外れていると言うんでしょうか。

○生駒委員

地方独立行政法人法の評価の規定を見ればいいですよ。

彼らは本当に狭く解釈しているのですね。そこが評価委員会と、もともと対立しているのですね。

○山沢委員長

法人運営というのは、理事長とか理事会とか、そういうレベルの話を行っているのでしょうか。

○山浦委員

ガバナンスみたいなことを言っているのですか。教育の中身は法人運営ですか。

○山沢委員長

法人運営全般といたら、大学全体ですね。

○山浦委員

教育のことは言うけれども、ガバナンスについて余計なことを言うなど言っているのかよく分かりません。要するに法人運営全体に対して意見を言うことは関係ない、法人運営に口を出してはいけないと言っているみたいに、だから法人運営とは何かとなるわけです。

○村上課長

中期計画と年度計画に基づいて評価するのが評価委員会の役割だということを主張していると思います。

○山沢委員長

だから、一応参考意見書の関連する項目をきちんと指定しながら、年度計画、中期計画

から外れない範囲のところをやっていると書いているから、何が引かかるのでしょうか。

○増田県民文化部長

私がこれを読んだときには、これは評価結果報告書ですと。この厚いものは評価結果報告書を構成する要素ですと。どちらにも書いていないことを、別添で参考意見書で書くということをここに書いてしまうと、これがまさしくこれと一体となってしまうので、外せとそういう意味なのかと思ったのですが。

○内山課長補佐

大学は、参考意見書は、こちらから意見を申し上げて、評価結果報告書の対象にならない部分もあると思うのですが、元の案ですと、「検討・対応が必要と思われるもの」と書かれているので、対応が必要となるというのを嫌がっているのかなという感じが。

もちろん対応していただくのですが、評価結果報告書に入っていないので、そこまでは対応しないという意味合いでとれますが。要するに参考意見書はこちらから法人に提出してそれで終わってしまう感じにはなるのですが、今後の対応ということは、法人から書面でいただくことはないのですが。そういう意味合いでやっているのかと私は取りましたが。

○山沢委員長

直していない前のだと、「今後、検討・対応が必要と思われるものを」と書いています。これが駄目で、それは我々が思っていて、そこがいけないというのでしょうか。

○村上課長

大学側から見ると、検討・対応を義務付けられているように思われるので、参考意見は承りますけれども、そこは法に基づく評価の範囲の周辺部分であって、コアの部分は中期計画や実施計画に基づいて評価する部分なので、ということを言いたいのだと思います。

○山沢委員長

なるほど。

○生駒委員

参考意見書は受け取るけれども、本文にそのことを書かないでくれということですか。

○増田県民文化部長

それは今回書いてきた人に確認したほうがいいですね。

○生駒委員

大上段に法律を持ち出しているから、ふざけるなど言いたい。

○山沢委員長

そうですね。これで言われてしまうと、法律違反を我々がしていることになります。

○山浦委員

地方独立行政法人法とは何のことを言っているのですか。

○生駒委員

その中に評価委員会の位置づけが書いてあるのです。

○山浦委員

それは国の法律ですか。

○生駒委員

そうです。それに基づいて我々は、条例にも基づいて評価をしているわけです。

○村上課長

その範囲の解釈が大学側と違うのですね。

○伊藤委員

本日資料1でいただいた評価に係る実施要領のところでは、地方独立行政法人法に基づいて評価するということですね。今日いただいている案の2ページのところに参考意見書の位置づけがあると思うんですが、ある意味、ここで法人の業務運営の改善、期待や要望という参考意見書の位置づけの記述があるのです。こちらを提出することが、大学側で拘束力とか、それへの義務みたいなところに対してそういう印象を持つならば、参考意見書という位置づけのところに、「法人の業務運営全般の改善」と、「全般」の言葉を入れてしまうと。

もう一つは、こちらの参考意見という12ページの今検討されているところと、検討・対応というよりは、法人への期待や要望、質の向上に活かすための参考意見書であるというような形に、こちらも実施要領とこちらへの記述を整理してみたらいかがでしょうか。

○山沢委員長

聞き取りにくかったと思いますが、最初に生駒委員もその点をおっしゃっていました。資料1に参考意見書の定義が載っているのですが、そこをきちんと法人側にも分かりやすく、かつ法人が懸念しているようなことはないんだという観点で、この12ページのその他の参考意見のところの文章を見直したらどうだというのが、伊藤委員の意見ですね。

伊藤委員、今おっしゃられたことがよく聞き取れなかったので、事務方のほうにメールで送っておいてくれますか。

○伊藤委員

かしこまりました。先ほどのウィズコロナもそうですが、一旦中期計画をつくったときに、これだけの変化の激しいときに、2年経ったからまだ様子を見ていけばいいのではありませんか、みたいな、そういう大学運営の稚拙な状況というのは非常に問題かと考えています。会社を経営していて、そんなことをやっていたらあつと言う間に潰れるので、とっ

でもゆったりしていていいなと、すみません、思ってしまった。

今私が申し上げたところを、メールでお出しするようにいたします。

○山沢委員長

では、今の観点で文章が来ますから、私にもそれを回してください。今までの御意見を入れながら、それなりにつくってみます。

義務化とか、拘束力というのを気にしているのですね。

○村上課長

それは伝わってきます。

○山沢委員長

別に、やれと言われたことをやらなきゃいけないなと思っていけばよくて、できなければしょうがないんだから。そうですよね、経営なんて。順番があるのだから、その順番の早くしなければいけないことを、的確に上の方がきちんとすればいいのではないですか。なんで気にするのだろうと思うのですが。

一応これで資料5のコメントの検証と振り分けができました。ありがとうございます。二つ文書を見るところがありますが、皆さんのお考えがよく分かりましたので、それに沿った形の評価書ができると考えております。どうもありがとうございます。資料5については終わりました。

資料2、3、4も全部見てもらいたいのですが、実は生駒委員から資料2、3、4について御意見を賜っていますが、少し長くなりそうなので、終わった後で生駒委員から私がお伺いします。

○生駒委員

山沢委員長の説明で足りています。

○山沢委員長

ありがとうございます。

次は資料1、実施要領の見直しです。今もう使っていただいて、この文章に沿ってということもありました。今までの御意見を入れながら、事務局が実施要領に沿った形にします。皆さんのおっしゃりたいことはよく分かりました。評価も、今回は昨年よりレベルの高いものができているのではないかと、実施要領として見直して、文章化したというイメージで今回捉えていただきたいと思います。

下線部が見直し案として新しいところです。2の(1)のAの小項目別評価のところ、「評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書等について、法人関係者からヒアリング等により検証を行う」ということで、実はそれも今年やらせていただきました。

次が大きな変更ですが、2ページの(3)の参考意見書をつくるということ。いろいろ御意見がありますが、まずは参考意見書をつくってみたらということ、いろいろ考えたところです。読ませていただきますと、「法人の業務運営の改善や教育研究の質の向上に

活かすため、評価委員会が必要と認める場合には、評価委員の法人への期待や要望を、評価結果報告書とは別に、参考意見書としてとりまとめ、評価委員会が法人に提出することができる。この場合において、評価委員会は、参考意見書を公表するものとする」ということでもあります。

それから3ページで、もうこれは実際にやっていたけれども、評価項目の区分分けということで、大項目別評価の教育の関連事項が非常に多かったわけですが、それを四つに分けています。(1)人材育成の方向、(2)入学者の受入れ、(3)教育の質の向上、(4)学生への支援、今回もそうになっていますが、そのように教育の項目を分けています。今まで全部大項目として80項目ほどありましたが、それを分けたということです。

それから最後のページの※で、評価の目安です。「『評価の目安』は、評価に当たり判断の目安を示したものであり、実績・成果の水準に加え、計画の難易度、外的要因、取組の経緯・過程等、総合的に勘案して評価する」ということで、今回実際にやっていることを実施要領として明文化したというイメージが強うございますが、この案はいかがでしょうか。

○伊藤委員

チャットに入力させていただきました。先程報告書との整合性という意味で、2ページの参考意見書の記述のところ、「法人の業務運営の改善」というところを、「法人の業務運営全般の改善」というふうに、「全般」を入れたらいかがかと思えます。

○山浦委員

その辺ですが、「法人の業務運営」と「法人運営」と、言葉をきちんとしておかないと範囲がよく分からなくなります。こちらは「法人運営」になっていて、これで先ほど文句を言われたわけです。「法人の業務運営」と「法人運営」は違うのかと、そこら辺をはっきりしておかないと、だったらこれも「法人運営」としたほうがいいのかと思うのですね。どうもその辺が、どこまで我々がやるのかという範囲がはっきりしないです。この二つは違うのですか。

○山沢委員長

今、山浦委員から、伊藤委員の指摘で「全般」という言葉も入ったのですが、その二つが明確でないと。さらに大学の運営という非常に狭義なところを言っているのか、何を言っているのか、そこが明確でないという御意見が出ています。

まずは、今ここで、こういうことを言うんだという理解の上でこの言葉を使うとすればいいのではないかと思うのです。

○山浦委員

教育・研究は違う、対立のものだみたいな感じもあるんですね。そこがよく分からなくて、業務運営というのは経営的なこと、経理を含めた総務だとかを言っていて、教育はまた別なのかはっきりしません。さっき言った「法人運営」と言えばそれが両方入るのか。そこら辺の定義をきちんとしておかないと、先程みたいに、大学から大学運営の範囲外の

ことまで言っているのではないかとと言われることになってきているので、そこははっきりしておく必要があるのではないかと思います。

○伊藤委員

私も、山浦委員がおっしゃってくださっているように、「法人運営全般」と、逆に大きく俯瞰的にここでは意見を述べるという姿勢でお書きいただいてもいいのではないかと思います。「業務」というように狭めるのではなくて、「法人運営全般」と。

○山沢委員長

言葉は今置いておいて、私としては今の伊藤委員、山浦委員に近くて、ともかく大学はいろいろな業務をしたりして、その全体を我々は見ている、それに対していろいろな問題を指摘したりするということだと思います。

例えば、幾つか言葉があると思います。「法人運営」「法人運営全般」「法人業務」「法人業務運営全般」と、一番適切な言葉で、これはこういう意味だということをここで認識して、委員としてはそういう認識の下にしているとすればいいのではないかと思います。本来言葉がどういう意味かということではなくて、ここではこういう言葉を使います、これはこういう意味ですということをお互いに認識していればいい。

そういう観点からすると、今、山浦委員と伊藤委員のお話を聞いていると、「法人運営全般」という言葉がいいのですかね。それとも、「法人業務運営」ですかね。

○村上課長

業務運営は狭い概念になります。法人運営全体の中には教育の質の向上と業務運営が代表的なものとしてはあって、それらを包含していると。

○山沢委員長

「法人運営全般」という言葉で、まずどうですか。まずそれを使って、今おっしゃられたように、教育・研究、それから通常業務、それを全部を含むという観点でいかがでしょうか。そういうことで、まず私どもは県立大学の動きを見ていくということはいかがでしょう。よろしゅうございますね。

そういう観点だと、資料1の2ページの参考意見書というのは、「法人の運営全般」という言葉がいいということだと思いますが、いかがでしょうか。

○生駒委員

評価結果報告書の1、評価の基本方針、評価方法のところにあります、「評価は法人の業務運営等について」というところで、「法人の業務運営」という言葉は使われています。「多面的な観点から総合的に行う」と、ここまでを含めたものが法人運営全般という定義だと、これでよろしいと思います。

○山沢委員長

分かりました。参考意見書というのは、「法人運営全般の改善や教育研究の質の向上を

活かすため」ということですね。

ということで、議題としましては、資料1の実施要領、今回見直し案を出しましたけれども、これをお認めいただくということでよろしゅうございますね。

○山浦委員

こんなことは今頃言うてはいけないけれども、cが1個あればと、昨年もこれは議論されましたね。この言い分は多少気にはなりますね。昨年はもうちょっとbもあったのですが、今回はcが一つだから気にはなるんですね。

○生駒委員

それで「※」がついたわけでしょう。それを踏まえて総合的に判断したわけですから、よろしいんじゃないですか。

○山浦委員

今回はそのとおりこうなったと。

○山沢委員長

それはあるんですけれどもね。

○山浦委員

よければいいんですが、ちょっと気になったので。

○山沢委員長

資料1については、9月2日付で実施要領を改定いたします。今日付です。本日いただきました皆さんからの御意見は、私が集約して再度修正案をお示しして、最終決定ということにいたします。この文章のところは、私に御一任いただくということでよろしゅうございますね。

大変長くなりましたが、一応これで今日は終わりです。

○生駒委員

資料4の参考意見書に全然まだ触れられていないので、これの中身を詰めてほしいんですが。

新たに付け加えたものについて、全然中身を検討していないので、皆さんがこれでいいのかどうか。

まず、私の関わるところでは、2ページの9の財務、小項目82です。「剰余金」という書き方になっていますが、これは剰余金の運用ではなくて余裕金の運用ですので、「余裕金」というふうに改めてください。内容に書かれている剰余金も、余裕金と書いてほしいと思います。

これは規定があって、法人の経費削減とか、収益獲得とか、そういうことで生じたものは大学が自由に使える基金として積み立てることができる、それ以外の余裕金は県に返せ

というものです。県に返せというものについて利回りの良い資産で運用したらいいかということを行っています。

それが数億円になっていることから私は申し上げるわけですが、これについては、県の包括外部監査で指摘されているのです。しかしその指摘は、私を見る指摘とは観点が180度全然違っておりまして、そこではこういう指摘があったんです。「教育人件費は、不執行により予算よりも大幅に余剰となった」と。不執行によりです。不執行だったんだから、これは県の予算の組み方がおかしいのではないかと、もっと精緻にやれという指摘なんです。

大学は開学当初から四年制のフル装備をしたわけですが、人員から設備から。それで1億円節約したというんですが、それは、教員の都合から採用時期が当初予定よりも遅れ、教員を補充することができなかったことなどによって生じていると分析しています。そうではなくて、大学側は最初からそんな教員は要らないだろうと、節約したとも読み取れるのです。そういう反論をすべきだったと思うのです。予算消化をしなかったのではなくて、無駄な4年生、3年生、2年生を担当する教授を採用しなかったと読めばいいと思いますけれども。

その余裕金について、法律の改正によって、今までは運用が債券に限定されていたというのですが、これは地方独立行政法人法の第43条の規定と、告示145条では内容が違っていると思うのです。告示145条は、原本を私は手にしていないので読み取れないのですが、文献によると、要するに独立行政法人の区分に従って、だから公立大学についてはこれしか運用できないという規定を定めているのだと思います。

そうすると、地方独立行政法人に認められている預金もできないし、金銭信託もできないのですけれども、本当にそう書いてあるかどうかを確かめてくれるようお願いしています。

ここに有価証券が定められているというその有価証券の中身は、145条を確認した上で、括弧書きで書いたほうがいいのかと思うんですね。そうしないと、従来は何が認められていて、ここで新たに何が認められたのかがはっきりしないので、確認した上で完成していただけたらと思います。

それから、最後の4ページのその他、「運営費交付金の効率的使用に関する説明責任について」とあります。私がまとめた文章は、皆さん各位のお手元に配付されているかどうか私には分からないんですが、ここは、第1回評価委員会のときから、四年制大学のフル装備の人的資源を有効活用しているかどうかということが問題視されたわけです。それで大学に確認したんですが、そういったことでの問題意識はなかったというお答えなんですね。

私がまとめた文書は、ここには2行で書かれているんですが、「人的資源の法人への積極的関与について、大学として評価する仕組みを構築することが期待される」という内容では全く意味が通らないです。ここは、「本学開学時の大学設置基準に適合した四年制大学としての教員、職員、設備を充足したことから、運営費交付金は多額に上っている。この運営費交付金の効率的、かつ効果的な使用について、法人は利害関係者に対し透明性の高い説明責任を果たすことが求められる」、これは法律第42条の条文です。それが私の趣旨です。ですから、今の内容では全く意味が通じない。

まして大学関係者は、過去の経緯を知っているから私の言いたいことは分かってもらえ

と思いますけれども、外部の人がこれを見たときに、これが何を意味しているのか全く分からないので、今、申し上げた趣旨に則って書いてもらいたいです。

○山沢委員長

そこは、今、委員のおっしゃったような文章にしてください。

それから、小項目82の御指摘は、文章的なことは余裕金にまず直すということで、あとの内容はこれでよろしゅうございますか。

○生駒委員

そうですね。大学側は、この告示書を持っていると思うんですね。法務省のホームページには出てこないんです。間違いのないように書いていただければと思います。

○山沢委員長

では、これでいいでしょうか。ありがとうございます。

予定していた協議事項がひととおり終わったと考えておりますが、特に何か、委員の皆様からこれだけは言っておこうというのがありましたら、御遠慮なくお願いします。

○生駒委員

ブランディング戦略のことはここから除くということですか。

○村上課長

重複しないようにします。

○山沢委員長

ブランディング戦略は小項目のコメントで書いて、それを拾った形で報告書の中にも入れるということです。

伊藤委員、沼尾委員、よろしゅうございますか。

○沼尾委員

タイムスケジュールのこともあるのですが、今回この参考意見書の案というのを改めて確認して、項目ごとにそれぞれ内容が書かれていて、このこと自体は全く問題はないのですが、これを大学側が受け取ったときに、ある意味アウトカムというか、特定の事業の成果を評価していこうとすると、何を指すのかということと切り離せないで、評価委員会としてはよりよい大学の在り方を指す上でこういうことを掲げているわけですが、逆に大学側からすると、ある種ミッションとか先々のことだけが抜き取られて書かれた文章をご覧になり、なんで評価委員会が先々の目標にまでコミットしてくるんだというような、今回ご指摘としてあったようなところが出てしまうと、せっかくこちらがまとめたことの意義というのが、うまく向こうに伝わらない。それは申し訳ないという感じもあります。

先ほどの資料1でも、この参考意見書の位置づけは書いてあるのですが、これは今回や

るかどうか、次回からにするかはともかく、この参考意見書の表に入る前のところに、つまり我々としてどういう意図を持ってこれをつけたのかという文章が、4～5行でもいいので入ると、なるほどそういうことかという思いで読んでいただけるかなとは思いました。今のままだと、大学側に、その意図がきちんと伝わるかどうか、ちょっと心配です。

○生駒委員

確認ですが、この参考意見書は、前の整理の仕方だと、次回の評価委員会でこの参考意見書について大学側は対応をすることになっているんですね。それは大学に確認を取って落とし込んだ文章ですか。今、大学の受け取り方を問題にしていますが、参考意見書は、大学側が評価委員会で口頭で回答するという位置づけの文章を資料としていただいているんですが、それは大学側は納得しているのですか。

○内山課長補佐

まだ大学には出していないです。これはこちらからの意見でございますので。

○村上課長

この内容についてですか。

○生駒委員

いやいや、位置づけです。

○村上課長

来年度の法人ヒアリングまでに回答するということに関して理解しているかどうかということですか。

○生駒委員

そうです。そんなことは、事務局として当然詰めた上での話だと私は思っていましたよ。

○山沢委員長

こっちから聞けるのですよね。進言書で昨年言ったのだけど、どんな取組をしたのか、あるいは取組まなかったのかと。ただ、どうなったのかという聞き方ではないですね。

○増田県民文化部長

大学が心配しているのは、先ほどの文章もこれは外してもらいたいと言っているのも、評価結果を公表しなければいけないものに、この3枚目のものが入るということを、有り体に言えば気にしているわけです。だから、そういう位置づけではないと。けれども、ヒアリングの中で状況を報告するという位置づけが明確になっているということを、大学がコンセンサスを持っているかということですね。

○山沢委員長

まずはそういう観点で、事務方と私と少し努力をして前書き、要するに参考意見書の4

～5行を考えて皆さんに意見をお聞きいたします。

では、これで本日の議事は終了でございます。

増田部長、よろしく申し上げます。

○増田県民文化部長

どうもありがとうございました。暑い夏、コロナ禍の中を、本当に精力的に、なおかつ厚みのある議論をしていただきまして、評価の結果をいただいたと。これからまた事務局と一緒に詰めていただいて、知事に報告いただくということですが、本当にありがとうございました。

大学にとっては、来年で完成年度ということで重要な時期ですので、こういった御議論が大変重要だということで、昨年に引き続き痛感いたしました。やはり大学の中だけで議論をしていて大丈夫かという思いも含めて、非常に痛感したところです。

我々県が思っている以上に、大学以上に、委員の皆さん方が認識を深めていただいたり、中を理解していただくことも多々あると感じています。大学とのやりとりがあるのはとてもいいことで、大学が反応することとてもいいことだと私も思っております。ただ、その反応の内容が、この委員会のテリトリーというか、分野みたいなところに及ぶところにエネルギーを使っているのが、大学の意図ではないと私は思うのですが、結果として大学が改善する機会を、貴重な意見を得る機会を失うことになるんじゃないかということを非常に危惧しているところです。

ですから、そのところは、事務局の我々、県の仕事の非常に大きなところですので、皆さんに評価をいただいた内容、意図、それをしっかり伝えながら、評価をしていただくために評価をお願いしているわけではありませんので、あくまで大学が改善するために評価をお願いしているので、我々事務局といたしましても、県といたしましても、委員の皆様方の評価の結果、その背景、提言についてしっかり伝えて、当事者意識を持って考えてまいりたいと思っているところでございます。

御質問にもありましたように、コロナ禍で、重点と言われていた全寮制もできなくて、海外留学もできない状況になっていまして、大学として非常に大変な時期であることも事実です。もう一回の評価もいただいておりますが、お願いするようになっていっていますが、それに加えて、いろんなところで御支援を頂戴できればと思っておりますので、そんなお願いを申し上げまして、何はともあれ、大変御議論を頂戴して内容の濃い結論をいただいたことに対して御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

○一同

ありがとうございました。

○村上課長

事務局から、最後に確認をお願いします。今日議論があった点を修正して、委員長と相談して確定版を作成し各委員に確認させていただきます。その後、今月中の中旬になりますが、知事への提出、法人への報告を行います。そして9月県会で報告します。

それから、議事録を皆さんにお送りします。これは追ってになりますが、御確認をお願い

いします。

また、こちらにいらっしゃる方には今日県立大学の新しいパンフレットをお手元に配付いたしました。内容も昨年と違って充実しておりますので、また御覧いただければと思っております。

以上でございます。本当に長時間にわたりありがとうございました。

(了)